

定 款

株式会社 徳島健康科学総合センター

株式会社徳島健康科学総合センター 定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社徳島健康科学総合センターと称する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 次の事業を営む法人又は個人に対する技術、経営、販売、財務等に関する指導及び情報の提供
 - (1) 製造業
 - (2) 総合リース業
 - (3) 産業用機械器具賃貸業
 - (4) 事務用機械器具賃貸業
 - (5) 機械修理業
 - (6) ソフトウェア業
 - (7) 情報処理サービス業
 - (8) 情報提供サービス業
 - (9) 広告代理業
 - (10) ディスプレイ業
 - (11) 産業用設備洗浄業
 - (12) 非破壊検査業
 - (13) デザイン業
 - (14) 経営コンサルタント業
 - (15) 機械設計業
 - (16) エンジニアリング業
 - (17) 自然科学研究所
- 2 前号に掲げる事業に係わる研究開発業務並びにその受委託
- 3 第1号に掲げる事業に係わる物理的、化学的測定及び試作並びにその受委託
- 4 情報処理サービス並びに情報提供サービス
- 5 理化学機器、医科機器、計量計測器、事務機器及び什器備品の賃貸
- 6 会議室、研究室等施設の賃貸
- 7 不動産の売買、賃貸、仲介及び運営管理
- 8 国際、国内会議並びに展示会の企画、誘致及び開催
- 9 政治、経済、科学、経営、文化等に関する各種研修会、講演会の企画、誘致及び開催
- 10 工業所有権、著作権などの財産権の取得、保全、譲渡、貸与並びに仲介

- 11 出版業
- 12 食堂、喫茶店の経営並びに飲料水、食料品及び日用雑貨品の販売
- 13 旅行代理店業、広告代理業、運送代理店業及び損害保険代理業
- 14 たばこ、酒類、郵便切手、収入印紙、入場券等の販売に関する業務
- 15 前各号に付帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を徳島県徳島市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は80,000株とする。

(株式の記名式及び株券の種類)

第6条 当社の株式は、すべて記名式とし、株券は、1株券、10株券、20株券、100株券、200株券の5種類とする。このほかに1,000株未満の株式については、その株式数を表示した株券を発行することができる。

(株式の譲渡制限)

第7条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株主の住所及び印鑑の届出)

第8条 当社の株主及び登録された質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当社の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当社に届け出なければならない。届出事項に変更を生じたときも、その事項につき同様とする。

(株式取扱規則)

第9条 株式の名義書換その他株式の取扱いに関する手続及び手数料は、取締役会が定める株式取扱規則による。

(基準日)

第10条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使すべき者を確定するためその他

必要があるときは、取締役会の決議により、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使すべき株主又登録質権者とすることができる。この場合には、その基準日を2週間前に広告するものとする。

第3章 株主総会

(召 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に召集し、臨時株主総会は、必要に応じて召集する。

(召集者)

第12条 当会社の株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、社長が召集する。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを召集する。

(議 長)

第13条 株主総会の議長は、社長がこれにあたる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第14条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、総株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の他の株主に委任してその議決権を行使することができる。
2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第16条 株主総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した取締役は記名押印して、当会社に備え置く。

第4章 取締役、取締役会、代表取締役及び監査役

(取締役及び監査役の員数)

第17条 当会社の取締役は20名以内とし、監査役は3名以上とする。

(取締役及び監査役の選任方法)

第18条 当社の取締役及び監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役及び監査役の任期)

第19条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとし、監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会)

第20条 取締役会は、法令又は定款に定める事項のほか、当社の業務の執行を決定する。

(取締役会の召集及び議長)

第21条 取締役会は、社長がこれを召集し、その議長となる。社長に事故ある時は、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

2 取締役会の召集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(決議の方法)

第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、本会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第23条 取締役会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長並びに出席した取締役及び監査役は記名押印して、当社に備え置く。

(役付取締役)

第24条 取締役会の決議をもって、取締役の中から、社長1名を選任し、必要に応じて、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができる。

(代表取締役)

第25条 社長は、当会社を代表し、会社の業務を統轄する。

2 取締役会の決議をもって、前条の役付取締役の中から会社を代表する取締役を選任することができる。

(報酬)

第26条 取締役及び監査役の報酬は、それぞれ株主総会の決議をもって定める。

(顧問)

第27条 取締役会の決議により、顧問を置くことができる。

第5章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第29条 剰余金の配当金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に対して支払う。

2 剰余金の配当金が支払い提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

平成元年3月17日	設立制定
平成6年6月23日	監査役任期、員数変更
平成14年6月18日	額面株式1株の金額削除等
平成15年6月18日	監査役任期の伸長
平成18年5月25日	会社法施行(平成18年5月1日)に伴う「関係法律の整備等に関する法律」(平成17年法律第87号)により、用語の変更
平成18年7月28日	取締役会の書面決議制度採用に伴う変更